

「情報処理の促進に関する法律」に基づく認定制度 (DX認定制度) 及び各種支援施策のご紹介

DX認定制度について

「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルによって自らのビジネスを変革する準備が
できている状態」となった企業を国が認定する制度です。独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）が、本制度に関わる「DX認定制度事務局」として各種相談・問合せ、及び認定審査事務を行っています。

認定基準は、以下の8項目となり、申請内容が全ての項目を満たしていることが確認されれば、認定を受けることができます。

【DX認定制度の申請項目】

- (1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定
- (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定
 - (2) ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示
 - (2) ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的な方策の提示
- (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定
- (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信
- (5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握
- (6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

認定までの流れ

※詳しくは、**申請のガイダンス**をご覧ください。

- ① 右記「DX推進ポータル※1」へのログインに使用する「gBizID」を作成
- ② 右記「DX認定制度のご案内※2」のサイトから必要提出書類および「申請のガイダンス※3」をダウンロード
- ③ 「申請のガイダンス※3」に沿って自社の取組状況を確認し、申請書類を作成
- ④ 「DX推進ポータル※1」よりオンラインで申請
- ⑤ IPAにて審査（必要に応じ、不備連絡等をさせていただきます。）
- ⑥ 経済産業省の承認後、IPAより認定通知メールを送付

※1 DX推進ポータル：<https://dx-portal.ipa.go.jp/i/signin/top?d=%2Fu>

※2 DX認定制度のご案内：<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxcp.html>

※3 申請のガイダンス：<https://www.ipa.go.jp/files/000086670.pdf>



DX推進ポータル



DX認定制度の
ご案内



自己診断結果
入力サイト



＜ご参考：DX推進指標～企業におけるDX推進状況の自己診断ツール～＞

DX推進指標はDXの推進状況を自己診断するためのツールです。項目に回答していくことでDX推進に向けた自社の課題や、次に実施すべきアクションがわかります。また、自己診断結果をIPAに提出いただいた企業には、他の提出企業と自社の取組状況を比較できる「ベンチマーク」を無償で提供しています。詳しくは「自己診断結果入力サイト」をご覧ください。

自己診断結果入力サイト：<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>

DX認定制度による認定を受けることのメリット

DX認定制度により認定された事業者については、認定事業者一覧としてIPAのホームページで公表を行います。また、認定事業者が利用できるロゴマークにより「自社がDXに積極的に取り組んでいる企業」であることをPRできます。

ロゴマークの提供の他、支援措置としては、DX認定取得を要件としたDX投資促進税制や、認定を受けた中小企業を対象に日本公庫の「IT活用促進資金（企業活力強化貸付）」による長期・固定での融資制度を提供しています（注：融資のご利用にあたっては、別途審査が必要となります。）。

DX認定制度 ロゴマーク



DX認定

Digital Transformation
Certification

【ロゴマークのコンセプト】

DXのスタートラインに立つ、という企業をイメージしながら、右方向に進むスタートラインである左端に差し色を入れています。

税制による支援措置※計画申請は法律施行後になります。

<DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制>

産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（5%又は3%）もしくは特別償却30%を措置します。

中小企業者を対象とした金融による支援措置

<日本政策金融公庫による融資>

DX認定を受けた中小企業者が行う設備投資等に必要な資金について、基準利率よりも低い利率で融資を受けることができます。

<中小企業信用保険法の特例>

中小企業者は、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用するために必要となる設備資金等について、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

※上記各種支援措置には別途申請要件等が設けられております。詳しくは各制度のHP等をご覧ください。

お問い合わせ先

- DX認定制度の申請方法等
 - IPA DX認定制度事務局 E-mail:ikc-dxcp@ipa.go.jp
- DX推進指標について
 - 経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 TEL:03-3501-6944（平日10:00-18:00）
 - IPA DX推進指標担当 E-mail:ikc-dxpi@ipa.go.jp
- DX投資促進税制について
 - 経済産業省 経済産業政策局 産業創造課 TEL:03-3501-1560（平日10:00-18:00）
- 金融による支援措置
 - 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505（平日9:00-17:00）
- DX認定制度の概要、その他上記以外に関して
 - 経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課 TEL:03-3501-2646（平日10:00-18:00）